

ID: 97

担当部署: 企画政策課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例 第8条(第17条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	令和3年条例第1号		
【基準】	<p>第8条及び旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (利用の許可の取消し等)</p> <p>第8条 指定管理者は、第6条第1項に規定する許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 第6条第2項の規定により指定管理者が付した許可の条件に違反したとき。 (3) 利用の許可を受けた後において、前条各号のいずれかの規定に該当することとなったとき。 (4) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。 (5) 前各号に定めるもののほか、施設の管理運営上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 98

担当部署: 企画政策課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例 第15条(第17条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	令和3年条例第1号		
<p>【基準】 第15条の規定による。 (入場の制限) 第15条 指定管理者は、施設の管理運営上支障があると認めるときは、来場を禁止し、又は退場を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 99

担当部署: 企画政策課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例 第17条第3項		
例規番号	令和3年条例第1号		
【基準】	<p>第17条の規定による。 (市長による管理)</p> <p>第17条 市長は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第4条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に施設の管理業務の全部又は一部を行うものとする。</p> <p>2 前項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の利用の承認が含まれるときに限る。)における第5条から第8条まで、第10条及び第15条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。</p> <p>3 第1項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において、利用者は、第11条の規定にかかわらず、使用料等条例に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第1項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項本文の場合における第12条から第14条まで及び第16条の規定の適用については、第12条から第14条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第13条中「公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて定めた基準により」とあるのは「使用料等条例第5条各号に該当する場合は」と、第16条中「指定管理者がやむを得ない事情があると認め、市長の承認を受けたときは」とあるのは「市長がやむを得ない事情があると認めるときは」とする。</p>		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 102

担当部署: 企画政策課

処分の概要	退去命令等		
例規名 根拠条項	旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則 第10条(第12条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	令和4年規則第15号		
<p>【基準】 第10条の規定による。 (入館の制限) 第10条 指定管理者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者に対して、多世代交流施設への入館を拒否し、又は多世代交流施設からの退去を命ずることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症にかかっていると認められる者 (2) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をする者 (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物類を携行する者 (4) 前3号に掲げるもののほか、多世代交流施設の管理運営上支障があると認める者 			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 132

担当部署: 企画政策課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	旭市道の駅の設置及び管理に関する条例 第9条(第18条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成27年条例第28号		
【基準】	<p>第9条及び旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (利用の許可の取消し等)</p> <p>第9条 指定管理者は、第7条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の許可を取り消し、若しくは許可の条件を変更し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。</p> <p>(1) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 第7条第2項の規定により指定管理者が付した許可の条件に違反したとき。 (3) 利用の許可を受けた後において、前条各号のいずれかの規定に該当することとなったとき。 (4) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。 (5) 前各号に定めるもののほか、管理運営上特に必要があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の暴力団の利用制限)</p> <p>第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。</p>		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 133

担当部署: 企画政策課

処分の概要	退場命令等		
例規名 根拠条項	旭市道の駅の設置及び管理に関する条例 第16条(第18条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成27年条例第28号		
<p>【基準】 第16条の規定による。 (入場の制限) 第16条 指定管理者は、道の駅の管理運営上支障があると認めるときは、来場を禁止し、又は退場を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 134

担当部署: 企画政策課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	旭市道の駅の設置及び管理に関する条例 第18条第3項		
例規番号	平成27年条例第28号		
【基準】	<p>第18条の規定による。 (市長による管理)</p> <p>第18条 市長は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第5条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に道の駅の管理業務の全部又は一部を行うものとする。</p> <p>2 前項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の利用の承認が含まれるときに限る。)における第6条から第9条まで、第11条及び第16条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。</p> <p>3 第1項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。)において、利用者は、第12条の規定にかかわらず、旭市使用料及び手数料に関する条例に定める額の範囲内において、市長が定める使用料を納入しなければならない。ただし当該利用について同条第1項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。</p> <p>4 前項本文の場合における第13条から第15条まで及び第17条の規定の適用については、第13条から第15条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条中「市長の承認を受けて定めた基準により、公益上特に必要があると認めるときは」とあるのは「旭市使用料及び手数料に関する条例第5条各号に該当する場合は」と、第17条中「指定管理者が市長の承認を受けて」とあるのは「市長が」とする。</p>		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 137

担当部署: 企画政策課

処分の概要	退去命令等		
例規名 根拠条項	旭市道の駅の設置及び管理に関する条例施行規則 第9条(第11条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成27年規則第28号		
【基準】			
第9条の規定による。 (入館の制限)			
第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、道の駅への入館を拒否し、又は道の駅からの退去を命ずることができる。			
(1) 感染症の疾病にかかっていると認められる者			
(2) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかける行為をする者			
(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物類を携行する者			
(4) 前3号に掲げるもののほか、道の駅の管理運営上支障があると認める者			
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日